

河内長野市学校教育のあり方検討委員会の庶務を担当する部署を定める規程

平成28年10月3日

教委規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、河内長野市学校教育のあり方検討委員会においてその庶務を担当する部署を定めるものとする。

(庶務)

第2条 河内長野市学校教育のあり方検討委員会の庶務は、教育委員会事務局子ども未来部教育総務課において行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。